

移転雑費算定要領(抄)(新旧対照表)

(下線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(算定)</p> <p>第3条 移転雑費は、移転雑費補償金算定書(様式第1号)を用いて次のとおり算定するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法令上の手続に要する費用</p> <p> (一) 建物等の建築に関する手続費用</p> <p> ア～イ (略)</p> <p> ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額</p> <p> 建物等を移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、<u>国土交通省告示第8号(令和6年1月9日)</u>第四に定める略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。</p> <p> なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。</p>	<p>(算定)</p> <p>第3条 移転雑費は、移転雑費補償金算定書(様式第1号)を用いて次のとおり算定するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法令上の手続に要する費用</p> <p> (一) 建物等の建築に関する手続費用</p> <p> ア～イ (略)</p> <p> ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額</p> <p> 建物等を移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、<u>国土交通省告示第98号(平成31年1月21日)</u>第四に定める略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。</p> <p> なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。</p>